

(宛先) 松山市教育長

松山市特例奨学資金借用証書

金額								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

私は、松山市特例奨学資金貸付要綱の規定に基づき、上記金額を借用いたしました。
なお、奨学資金の返還については、同要綱に従い、松山市特例奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

(〒 -)

本人

住所

(方書)

フリガナ

氏名

印

(TEL - -)

(〒 -)

連帯保証人

住所

(方書)

フリガナ

氏名

印

本人との続柄

(TEL - -)

(注) 連帯保証人は、印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。また、住民税又は固定資産税の納税証明書を併せて添付すること。

特例奨学資金の返還について（記入前にお読みください。）

（返還計画）

1. 返還につきましては、「松山市特例奨学資金返還計画書」（㊦第3号様式）により返還計画を立てていただき、本借用証書とともにご提出ください。

（返還期間）

2. 返済期間は大学等を卒業又は退学をした月の翌月から、最長15年まで設定できます。なお、大学等を卒業又は退学をした月の翌月から3年間は返還を猶予できます。

（返還）

3. 返還は月賦、半年賦、年賦から選択できます。また口座引落、納付書払が選択できます。

（納期限）

4. 納期限は、月賦については毎月、半年賦については6カ月ごとに希望された月、年賦については希望された月のそれぞれ月末です。なお、月末が土日祝日の場合は翌営業日が納期限になります。

（返還方法）

5. 返還方法は口座引落又は納付書払が選択できます。口座引落の場合は希望月の月末に指定された口座から引き落とします。また納付書払の場合は、定期的に納付書を郵送しますので、納期限までに納付書裏面の取り扱いのできる金融機関等で納付してください。

（一括返還等）

6. 一括返還、一部繰上返還を希望される場合は学校教育課 奨学金担当までお問い合わせください。

（督促等）

7. 返還期日を過ぎても返還がない場合は、督促の通知及び未納分の納付書を送付しますので、督促納期限内に早急に払い込みをしてください。

（連帯保証人への連絡等）

8. 滞納が続き、本人から返還がない場合、連帯保証人へ連絡・請求を行うことや、法的措置を取る場合があります。